

ボーイスカウト兵庫連盟阪神北地区伊丹連絡会規約

(名 称)

第1条 本会は日本ボーイスカウト兵庫連盟阪神北地区伊丹連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連絡会は、伊丹市内の日本ボーイスカウト兵庫連盟阪神北地区に加盟する伊丹市内に団本部を置くすべての団をもって構成し、伊丹市ならびに伊丹市内を拠点として活動する青少年団体等との相互協力および各団が地域での円滑な活動を促進することを目的とする。

(本部所在地)

第3条 連絡会の本部は下記の会長宅に置くものとする。

〒664-0898 伊丹市千僧3丁目30

ボーイスカウト伊丹連絡会

会長 荒西 完治

(連絡会総会)

第4条 連絡会は、最高の意思決定機関として、毎年阪神北地区総会の開催以後に年次総会として、連絡会総会を開催する。

(連絡会総会の決議事項)

第5条 連絡会総会は会長が召集し、次に掲げる事項は、連絡会総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及びその報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員を選任または解任
- (4) その他運営に関する重要事項

(組 織)

第6条 連絡会の会員は次の者とする。

- (1) 各団の団委員長
 - (2) 阪神北地区規約第19条の規定による事務長または担当事務次長
2. 連絡会の円滑な運営をはかるため、任期は2年として会員の互選により次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 総務担当 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 会計監査 2名

(連絡会の開催)

第7条 連絡会の開催は、必要に応じて会長が召集し、各団で調整すべき事項、市内の各団体から連絡会へ役員推薦をうけ代表役員を選任する場合、その他各団の調整が必要と思われる事項について審議決定する。

(運営経費)

第8条 連絡会の運営経費は、助成金、交付金、委託金、寄付金等をもって充てる。

- 2 運営経費が不足した場合は、必要に応じて各団から徴収する。
- 3 連絡会はその目的に応じた活動への支援を行う。
- 4 連絡会の会計業務は会計が担当し監査を経て年1回会計報告を行う。

(事業年度)

第9条 地区の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第10条 連絡会が所有する備品等の資産は、会長が管理する。

(計算書類の作成及びその基準)

第11条 会長は、事業年度の末日をもって決算を行い決算に関する書類を作成しなければならない。

- 2 決算に関する書類の作成、その他会計に関する必要な事項は、別に定める会計規定による。

(監査報告)

第12条 会計監査は、前事業年度に係わる決算に関する書類の監査の結果及び事業執行の監査の結果を年次総会に報告しなければならない。

第13条

(改正)

第6条 この規約の改廃は、連絡会の議決により行う。

付 則

1. この規約は、平成22年5月13日より施行する。